

市税や県税の

納め忘れは

ありませんか？

12月は滞納整理強化月間

皆さんから納めていただく市税や県税は、福祉・教育など住民の方々への身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

県内の各自治体では、12月を「滞納整理強化月間」として、滞納されている方々に対し、税の公平な負担の観点から、一斉に重点的な滞納整理を行います。

納税されていないと、財産(給与・預金等)を調査し、差し押さえることがありますので、もう一度、納め忘れがないかお確かめください。

県と県内全市町では、公平な税負担と税収の確保を図るため、昨年度「滋賀地方税滞納整理機構」を設置し、連携・協働して県税と市町税の滞納整理を推進しています。

問い合わせ

滞納債権対策課 収納推進担当

☎65-0682 ☎63-4574

中部県税事務所 甲賀納税課

☎63-6106 ☎63-0439

市税滞納者への 行政サービス 制限制度の条例へ ～ご意見募集～

市では、滞納者に対して、個々の事業では一部すでに行政サービスの制限を行っているところです。今後、さらに市税の納付に対する意識を高め、納税者の公平性を確保するため、市で全体的な制度を構築します。制度については条例の制定を行う予定です。

そこで、その内容を公表し広く市民の皆さんからのご意見を募集します。

●公表期間・意見募集期間

12月4日(金)～平成22年1月4日(月)

●公表方法

市ホームページに掲載、滞納債権対策課、各支所で閲覧

●意見を提出できる方

市内に在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する個人および法人、その他の団体

●意見の提出方法

住所、氏名、電話番号を記入し、直接提出いただくか、郵送(1月4日必着)、FAX、Eメールで提出してください。

提出先・問い合わせ

滞納債権対策課 滞納対策担当

〒528-8502 水口町水口6053番地

☎65-0681 ☎63-4574

Eメール koka233000@city.koka.lg.jp

個人住民税制度 改正のお知らせ

平成22年度

1 個人住民税(市県民税)における住宅ローン特別控除の創設

所得税から控除しきれなかった控除額分を翌年度分の個人住民税から控除する制度が創設されます。

対象者／平成21年から25年までに新築または増改築した住宅に入居した方で、所得税の住宅ローン控除の適用がある方

控除額／所得税から控除しきれなかった住宅ローン特別控除額(最高97,500円)

手続き／給与支払報告書(源泉徴収票)等について必要な改正を行い、市に対する申告は不要となります。

※平成11年から18年末までに入居している方で、税源移譲による所得税の減額により、住宅ローン控除を翌年度の個人住民税から控除している方についても、平成22年度分以降は、市に対する申告が不要となります。

2 上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の延長

平成20年12月末をもって10%の軽減税率を廃止し、平成21年からは税率を20%とします。特例措置として、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当及び譲渡益について、10%の軽減税率が延長されます。

3 土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設

平成21、22年の2年間に取得した土地を所有期間5年を超えて譲渡した場合に、譲渡所得の金額から、1,000万円の特別控除を適用します。

問い合わせ

税務課 市民税係 ☎65-0679 ☎63-4574